

避難しやすいまちにしよう（道路・交通の方針）

道路の方針

基本的な考え方

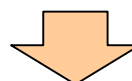
大地震が起きても閉塞しないような道路を地域内に確保する一方、震災時には消防車の活動はあまり期待できないことを前提として、むしろ生命の安全のために、避難地や幹線道路までの避難路を充実させる

日常の防災については、消防車、救急車等の活動が可能となるような道路を確保する



基本的な方針

- 1 - 防災のための主要な道路を確保する
- 2 - 狭い道路の拡幅を進める
- 3 - 行き止まり道路等を解消する
- 4 - 快適な歩行者道路のネットワークをつくる
- 5 - 道路上の安全性を高める



具体的な取り組み

1 - 防災のための主要な道路を確保する

- 1-1 行政は、地元と合意しながら、避難地あるいは幹線道路までの主要な道路を整備する（主要な避難路としてA級、B級、C級の3種類を設定する）

A級避難路：地域内の南北道（早稲田通り - 杉六小 - 青梅街道）と東西道（高南通り - 杉六小 - 阿佐ヶ谷駅）とし、緊急車輛の通行の確保と延焼しにくくさせること、及び日常における歩行者の安全性の確保をテーマとする。道路の幅員を原則8mとし、沿道建物の耐震化、不燃・難燃化を行う。また、常時路面を整備する（荒廃部分の処理、違法駐車を取り締まり等）

B級避難路：すでに4m程度の幅員のある道路で、避難地へ向かう主要な道を位置づける（方針図参照）。これには商店街・緑道を含める。沿道の建物の耐震化、不燃・難燃化を促進する

C級避難路：全ての住民が3分以内に避難道に出て、避難地へ向かえるようにするための補助的な道として、位置づける（方針図参照）。沿道の建物については、その建替時に道幅までのセットバック、不燃・難燃化を促進する

なお、A級避難路など拡幅を伴う道路の整備においては、以下の諸点を原則とする

道路の幅員や構造については、あくまで沿道住民の合意により最終的な決定を行うこと
道路を拡幅する場合には、沿道住民が決して犠牲にならないように配慮すること（十分な買収費を支払う、希望者に対しては敷地全部を買い取る、代替地や代替住宅を用意す

する、税の減免を行う、など)

拡幅する場合、個々の建物の建替えに併せて徐々に拡幅すること

拡幅する場合、拡幅部分は必ず歩道として利用すること

震災時における消防活動(消防車の到達)が保証されること

A級避難路で拡幅を行うこと、あるいは幅員を原則8mとすることについては、拡幅は沿道住民の犠牲を強いること、住民間の連帯に障害が起こりかねないこと、拡幅すれば交通量が増えて環境が悪化すること、電線を地中化すれば拡幅と同様の効果があることなどを理由として、反対意見があった

1-2 行政は、これらA・B・C各級避難路の電線を地中化し、避難時の電柱倒壊による障害を排除する

1-3 防災関連組織などが中心になって、公募などにより避難路に親しみやすい名称を付け、防災意識を高めると共に、道路への愛着を持てるようにする

2 - 狭あい道路の拡幅を進める

2-1 行政は、二項道路のセットバックや隅切りを徹底する

2-2 行政は、通行に支障のある電柱等の移設を速やかに行うよう、沿道住民の協力を得て、関係機関に働きかける

3 - 行き止まり道路等を解消する

3-1 行政は、長い行き止まり道路や一本道に、住民との協働で抜け道を確保する

- ・非常時に庭等を通り抜けさせてもらう
- ・敷地を買収して抜け道を整備する
- ・駐車場内を通り抜けできるようにさせてもらう など

3-2 行政は、階段部分を改良する

- ・段差の緩和やスロープ化などを進める など

4 - 快適な歩行者道路のネットワークをつくる

4-1 行政は、快適な歩道を確保する

- ・歩道の設置が可能な場所に新たに歩道を設置する
- ・すでにある歩道の段差等を解消する など

4-2 行政と商店街は、商品や看板のせり出しを規制し、道路と店舗の境界をはっきりさせる

4-3 行政と住民は協働で、馬橋児童遊園と桃園川緑道の2本の緑道を整備し、管理する(「緑豊かでうるおいのあるまちにしよう」を参照)

4-4 行政や住民は、街区内の旧水路を歩行者道路や避難路として活用する

5 - 道路上の安全性を高める

5-1 行政や住民は、危険なブロック塀や自動販売機、看板等の改善や撤去を進める

5-2 行政は、主要な道路沿いなどにおいて、電線の地中化を関係機関に働きかける

交通の方針

基本的な考え方

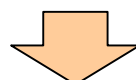
震災時に緊急車輛等の通行を確保するため、必要な対応を行う

普段は徒歩と自転車で生活しやすい地域であることから、歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できる環境を整える



基本的な方針

- 1 - 震災時の円滑な交通を確保する
- 2 - 自動車と歩行者を共存させる
- 3 - 駐輪問題を解消する



具体的な取り組み

1 - 震災時の円滑な通行を確保する

- 1-1 行政や防災関連組織などは、震災時の交通ルールを確立し周知徹底する
 - ・大地震が起きたら車は道路の端に止め、キーを差したまま車から離れる
 - ・地域全域を、震災時に、緊急車輛以外の車の利用を禁止する区域とする など
- 1-2 行政は、主要な道路などにおいて交通規制や瓦礫の撤去を迅速に実施できるような体制を整える

2 - 自動車と歩行者を共存させる

- 2-1 行政は、住宅地内の自動車の通行を制限する
 - ・一方通行や速度制限、車のトン数制限などの規制を行う など
- 2-2 行政は、危険な交差点を改善する
 - ・危険な交差点に信号やミラーを設置する
 - ・ランプや狭さくなどにより、自動車のスピードを低下させる など
- 2-3 行政は、快適な歩道を確保する
- 2-4 行政と住民は協働で、交通の新しいあり方について検討する
 - ・集合駐車場の確保による住宅地内の交通制限、自家用自動車の共有化などの社会実験の実施 など

3 - 駐輪問題を解消する

- 3-1 行政や住民組織は、違法駐輪への対応を徹底する
 - ・監視人の配置、違反自転車の速やかな撤去、違反者への罰則など
 - ・ルールの条例化 など
- 3-2 行政は、駅前などに駐輪場を整備し、整理員を置く
- 3-3 行政は、自転車に関するルール・マナーを学校等で教育する

避難しやすいまちにしよう 《道路・交通の方針図》

図面の各取り組みの位置は、協議会員の現地踏査と土地勘、および幾つかのデータをもとに表示したものであるが、施策の実施にあたっては、より詳細な調査により位置を確定する必要がある

